

2021 年 4 月 1 日以降に適用する簡易生命保険契約の前納払込保険料の改定

※2007 年 9 月 30 日以前にご加入いただいた簡易生命保険の契約に適用します。

2021 年 4 月 1 日以降に適用する前納払込保険料について改定します。なお、前納払込保険料は、金利水準、金融情勢の変化及びその他の事情により決定します。金利水準等が変動した場合は変更することがあります。

前納払込保険料の例

月払保険料（窓口払込み）を 10,000 円とした場合の前納払込保険料の例は次のとおりです。

[月払保険料 10,000 円]

前納払込年月数	改定後	改定前	増減率
3 月分	29,400 円	29,400 円	0.00%
6 月分	58,500 円	58,500 円	0.00%
1 年分	116,500 円	116,500 円	0.00%
2 年分	232,900 円	232,900 円	0.00%
5 年分	582,100 円	582,100 円	0.00%
10 年分	1,164,100 円	1,164,100 円	0.00%
15 年分	1,742,100 円	1,744,600 円	▲ 0.14%
20 年分	2,308,100 円	2,317,200 円	▲ 0.39%
30 年分	3,413,600 円	3,441,900 円	▲ 0.82%

なお、1987 年 8 月 31 日以前にご加入いただいた保険契約（年金保険契約を除きます。）については、変更はありません。